

# OECD・BEPS 行動3の討議草案公表 CFC税制(タックスヘイブン対策税制)の強化

17 April 2015

## In brief

2015年4月3日、OECDは、Base Erosion and Profit Shifting (BEPS)プロジェクトの行動計画3の討議草案を公表しました。行動計画3はBEPS(税源浸食と利益移転)の観点から、CFC税制の形態およびその強化について検討し、BEPSに対して効果的なCFC税制の構築を各国に提言することを目的としています。この討議草案に対し、本年5月1日までに各国および産業界から出される幅広いコメントに基づき、同12日にOECDにおいて検討会が予定されております。

CFC税制は、海外の子会社の所得を、親会社等その株主の所在する国で課税するという制度で、日本では「タックスヘイブン対策税制」もしくは「外国子会社合算税制」といわれている制度(租税特別措置法第66条の6)が該当します。BEPSプロジェクトでの議論に参加している多くの国は、すでにこのCFC税制を有していますが、こうした国々でもBEPSを防ぎ切れていないのではないかという懸念、問題意識がBEPSプロジェクトにおける行動計画の一つとされた背景といえます。

CFC税制は、すでに国際税務の観点では50年を超える歴史があり、非常に多くの国々で適用されているところですが、この討議草案では、あらためて、CFC税制の基本的要素として以下の7つの項目について検討されています。

- (1) Definition of a CFC: 対象法人の定義
- (2) Threshold requirement: 課税対象となる基準
- (3) Definition of control: 管理支配の定義
- (4) Definition of CFC income: 課税対象所得の範囲
- (5) Rules for computing income: 課税対象所得の計算方法
- (6) Rules for attributing income: 課税対象所得の具体的課税方法
- (7) Rules to prevent or eliminate double taxation: 二重課税の排除方法

CFC税制を有していない国は、これらの各項目における提言に基づいてCFC税制を制定、導入し、すでにCFC税制を有している国は、各提言に基づき自国の制度を改正できる内容の報告書とすることが最終的な目標といえます。

## In detail

### 1. 租税政策の観点からの検討

BEPSを防止(課税所得の流出を防止)するためのあるべきCFC税制を構築するにあたっては、同時にいくつかの政策的検討をする必要があるとされています。これは、CFC税制の技術的な観点のみにとらわ

れることなく、租税政策としての観点からの検討の必要性を示すもので、政策担当者に対して非常に重要なメッセージになると考えられます。この討議草案では、以下のような観点での政策的検討の必要性が議論されています。

- ほとんどの国において、CFC税制は、株主法人(親会社)の居住地国からの課税所得の流失を防止することをその目的としています。しかしながら、法人所得課税にあたって領域主義(territorial basis)を採用する国では、海外の所得(海外子会社からの配当を含む)は課税対象外となるため、CFC税制の適用が限定的なものとなります(つまりCFC税制による課税は海外への利益移転等の特別なケース限定されるべきこととなります)。しかし全世界所得課税を基本とする国では、海外子会社から配当を行わないような場合には長期にわたる課税の繰り延べが生じることとなり、CFC税制によってそれを防止することが利益移転防止より重要な政策課題となります。
- CFC 税制は、海外の子会社の所得に課税する制度ゆえ、本質的に他国企業との競争力の観点での不均衡が生じます。つまり CFC 税制を適用する国の企業と CFC 税制を適用しない国の企業が税負担の軽い国に子会社投資した場合、CFC 税制による課税の有無によって最終的な税負担が異なることになるためです。この不均衡は、資本輸出の中立性と資本輸入の中立性の 2 つの領域で生じることとなります。この不均衡のバランスを図る方法としては、実態のある経済活動による所得(active income)を適用除外とする方法や、多くの国が類似の CFC 税制を適用する方法が考えられますが、いずれにせよこの不均衡を克服することが大きな政策課題といえます。
- CFC 税制の構築に当たっては、企業側の法令遵守の観点および税務執行上の観点からの負担が増加しないようにする必要があります旨述べられています。機械的に適用できる制度は簡易ではありますが、その目的(BEPS 防止)に対して効果的でない場合があることも指摘されています。簡易さゆえの機械的に適用可能な制度と、BEPS の観点から効果的で実態に着目した制度とのバランスを図ることが政策的観点からの検討ポイントとされています。
- CFC 税制は、所得の移転を防止するためのものであり、追加的な税収入を期待して適用されるべきものではないことが、あらためて強調されています。
- CFC 税制は、企業グループが、税負担の軽い国の子会社(CFC)に所得を移転させることを防止する制度として設計されていますが、このことは親会社の所在地国の課税ベースを守ることを目的としているわけではなく、第三国からの課税ベースの移転も対象とすることもあります。こうした制度は、BEPS の観点からは適切であると考えられますが、BEPS プロジェクトの目的を超えているとも考えられます。
- CFC 税制によって課税された所得が、源泉地である軽課税国で課税される場合には、限定的とはいえ、二重課税が生じます。こうした二重課税は排除されるべきものであり、この点での検討が必要である旨強調されています。
- CFC 税制は、移転価格税制と同じ所得を対象として適用されることがあります。そうした場合でも、どちらか一方の制度のみで十分という議論にはなりません。それは、いずれの制度も、他方が把握しようとした所得を完全には把握しきれないことがあるからです。したがって、そこには補完関係があるべきと考えられます。また、BEPS 防止の観点からは、税務当局に 2 つの制度が与えられていると考えることができます。CFC 税制の制度設計に当たっては、政策的観点から、移転価格税制との関連を念頭に検討する必要があります。

## 2. CFC 税制の各構成要素

### (1) Definition of a CFC: 対象法人の定義

討議草案では、CFC税制の対象となる関連子会社(つまりCFC)を、一般的な法人に限定せず、広く定義することが提言されています。その結果、CFC税制をパートナーシップ、信託、恒久的施設(PE)にも適用することが提言されています。一般的には、こうした事業体の所得はその所有者の所得として課税されることとなりますが、こうした事業体がCFCにより所有される場合や、親会社の所在地国において、その所有者とは別の課税主体と扱われる場合にはCFC税制を適用すべきとされています。支店等のPEについては、本店の所在地が国外所得免除としている国であれば、CFCとして考え、CFC税制の適用範囲とするべきということとなります。

### (2) Threshold requirement: 課税対象となる基準

BEPSを防止する観点からは、CFC税制の適用対象から、BEPSのリスクがない法人を除外する必要があります。その基準が Threshold requirementです。討議草案では、「ブラックリスト方式」または「ホワイトリスト方式」が簡便な方法であるとされています。また、実効税率に基づく「low-tax threshold」が提言されています。なおこの場合の基準となる税率は、本国の税率に比して著しく低い(meaningfully lower)とされるべきと考えられています。

## (3) Definition of control: 管理支配の定義

CFC税制の構築にあたって、管理支配(control)の概念は非常に重要なものです。特にBEPSの観点では、株主法人が外国子会社やその税務方針に十分な影響力を持ち合わせなければ、利益移転を実現することができないからです。討議草案では、この管理支配の概念として2つの観点を提示しています。一つは、どのような形態の管理支配が必要なのかといった問題であり、もう一つは管理支配の程度の問題です。

討議草案は、管理支配は、法的観点と経済的観点の双方の基準を満たした場合に管理支配されていると考えるべきと提言されています。また、実質的観点(De Facto)基準も有効である旨提言されています。なお、少なくとも直接および間接に50%を超える持分を保有されている場合に管理支配されているとすべきと提言されています。

## (4) Definition of CFC income: 課税対象所得の範囲

現在の各国で適用されている既存のCFC税制では、CFCの全ての所得を課税する方法(full-inclusion system)と特定の所得に限定して課税対象とする方法(partial-inclusion system)の2つのタイプがあります。租税政策としては、CFCが稼得するすべての所得を対象とすべきとの考えがありますが、BEPS防止の観点からは、特定の所得に限定するpartial-inclusion systemが適切と考えられています。その場合にどのような所得をCFC税制の適用対象とするかという問題が生じます。これがdefinition of CFC incomeの論点です。討議草案では、原則として、特に移動性の高い所得(highly mobile)や受動性所得(passive income)を課税対象となるCFC Incomeとし、active incomeは除外するべきと考えられています。具体的には、(i)配当(Dividends)、(ii)利子および金融所得(Interest and other financing income)、(iii)保険所得(Insurance income)、(iv)販売およびサービス提供による所得(Sales and services income)、(v)ロイヤルティおよびIP関連所得(Royalties and other IP income)をその対象とすることで議論されています。

こうした所得を把握する方法については、討議草案では具体的な提言がなされていません。これは作業部会で合意に至らなかったためですが、いくつかの選択肢が提示されています。

一つが、所得の種類に基づく方法(form-based analysis)であり、この方法はコンプライアンスコストの観点等から望ましい面もありますが、BEPSの観点からは不十分であり、それを補完する方法として実態に基づく方法(substance analysis)が検討されています。

実態に基づく方法では、(i)substantial contribution analysis、(ii)viable independent entity analysis、(iii)employees and establishment analysis等によって実態的な活動の結果としての所得と判定されるものをCFC incomeから除外することになります。また、その他の方法として、超過利益法(Excess profits approach)が挙げられています。この方法は、特に無形資産の使用から派生する所得をターゲットとするもので、資本収益率を10%未満として計算される金額を通常の利益(normal return)とし、それを超える利益をCFC税制の対象所得とする考え方です。この方法は、適用が簡便ではあるものの、実態のある活動による所得も含まれる恐れがあることが指摘されています。

## (5) Rules for computing income: 課税対象所得の計算方法

討議草案では、CFCの所得計算の方法として、(i)CFCの所在地国と親会社の所在地国のどちらの国の制度に基づいて計算すべきか、(ii)所得計算にあたって特別なルールが必要か、といった点で議論されています。提言としては、親会社の所在地国のルールに基づいて計算すべきであり、CFCの損失の取扱いについての特別なルールが必要とされています。CFCの損失については、同じCFCもしくは同じ国に所在するCFCの利益からの控除に限定すべきとされています。

## (6) Rules for attributing income: 課税対象所得の具体的課税方法

CFC税制の適用方法、つまりCFC所得の具体的課税方式について、討議草案では次の5つのステップで議論されています。

- (i) 納税義務者の範囲: minimum control threshold(最小限の管理支配があるか否か)に合わせて限定されるべきと提言されています。
- (ii) 各株主の課税対象金額: 持ち株比率等により計算されるべきと提言されています。
- (iii) 課税の時期: 各国の税制に基づいて判断されるものとされています。
- (iv) 課税される所得の種類: 各国の税制に基づいて判断されるものとされています。
- (v) 適用される税率: 原則として、親会社の所在地国の税率が適用されるべきとされています。

(7) Rules to prevent or eliminate double taxation : 二重課税の排除方法

討議草案では、次の3つの二重課税について議論されています。

- (i) CFC が、その所在地で課税される場合には、親会社に対する CFC 税制による課税との二重課税
- (ii) 一つの CFC に対して、複数の CFC 税制が適用されることによる二重課税
- (iii) CFC 税制が適用された所得から配当があった場合、および CFC 税制が適用された所得を有する CFC の株式を譲渡した場合(キャピタルゲイン)に生じる二重課税

討議草案では、上記(i),(ii)については外国税額控除により、(iii)についてはCFC税制による課税後の所得(配当もしくはキャピタルゲイン)を非課税とすることで二重課税を排除することが提言されています。

討議草案の原文については、以下のOECDのウェブサイトをご参照ください。

OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project – Action 3: Strengthening CFC Rules

<http://www.oecd.org/ctp/aggressive/discussion-draft-beps-action-3-strengthening-CFC-rules.pdf>

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

[kimihito.k.takano@jp.pwc.com](mailto:kimihito.k.takano@jp.pwc.com)

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

[yoshiyasu.okada@jp.pwc.com](mailto:yoshiyasu.okada@jp.pwc.com)

パートナー

佐々木 浩

03-5251-2184

[hiroshi.sasaki@jp.pwc.com](mailto:hiroshi.sasaki@jp.pwc.com)

ディレクター

品川 克己

03-5251-2035

[katsumi.shinagawa@jp.pwc.com](mailto:katsumi.shinagawa@jp.pwc.com)

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約520人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界157カ国におよぶグローバルネットワークに195,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細は[www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2015 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または日本におけるPwCメンバーファームおよび(または)その指定子会社またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は[www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)をご覧ください。